

# ○社会福祉法人白河市社会福祉協議会役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白河市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の理事、監事、評議員の構成員に対する報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長、副会長及び常務理事の報酬は次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 200,000円
- (2) 副会長 年額 30,000円
- (3) 常務理事 予算に定められた金額とする

(費用弁償)

第3条 理事会、評議員会等の招集に応じ、構成員が、それぞれの会議に出席した場合は、別表第1に掲げる額の費用弁償を行うものとする。

第4条 役員並びに評議員が、本会の依頼により会務の遂行を補助するため旅行した場合は、前条の規定にかかわらず白河市職員等の旅費に関する条例(平成17年条例第48号)に準じて費用弁償を行うものとする。

(例外規定)

第5条 公用車を用い、団体をもって研修・見学・調査等を実施する場合は、実費の負担をもって弁償を打切ることができる。

(委任規定)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年11月7日から施行する。
- 2 副会長の報酬については第2条の規定に関わらず、平成17年11月7日から平成19年11月6日までは年額100,000円とする。ただし、行政職にある者は除く。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

別表

区 分	実 費 弁 償 費
理事・監事・評議員	日 額 2,500円